

## 都城工業高等専門学校共同研究取扱規則

(趣旨)

第1条 都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申込み)

第2条 共同研究の申込みをしようとする者（以下「共同研究者」という。）は、共同研究申込書（様式第1号）を校長に提出するものとする。

2 共同研究者は、前項の共同研究申込書の提出に当たり、あらかじめ共同研究を行う本校の研究担当者（以下「研究担当者」という。）と協議するものとする。

(受入決定)

第3条 校長は、前条第1項の共同研究申込書を受理したときは、運営企画委員会の議を経て、受入可否の決定を行うものとする。

2 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書（様式第2号）により、共同研究者及び契約担当役（事務部長。以下同じ。）に通知するものとする。

(契約締結)

第4条 契約担当役は、前条第2項の通知を受けたときは、直ちに共同研究者と共同研究契約書（独立行政法人国立高等専門学校機構の「高専知財ハンドブック」記載）により契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、共同研究契約を締結したときは、直ちに校長及び研究担当者に通知するものとする。

(経費負担等)

第5条 本校は、本校の施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 共同研究者は、前項により本校が負担するもののほか、共同研究に必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料、設備等の直接経費（以下「直接経費」という。）、直接経費以外に共同研究に必要となる間接経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

(受入研究者指導料)

第6条 本校は、本校以外の者から研究員を受け入れる共同研究契約を締結した場合は、直ちに受入研究者指導料を徴収するものとする。

(設備等の帰属等)

第7条 共同研究に要する経費により取得した設備等は、本校に帰属する。

2 共同研究者が、共同研究の必要上、新たに取得した設備等は、共同研究者に帰属する。

3 校長は、共同研究の遂行上、必要があると認めるときは、共同研究者の所有に係る設備を無償で受け入れ、共同で使用することができる。

(研究場所)

第8条 研究担当者は、共同研究のために必要な場合には、共同研究者の施設において研究を行うことができる。この場合において、研究担当者は、研究用務のための正規の出張として手続をとるものとする。

(中止又は期間延長)

第9条 研究担当者は、共同研究の中止又は期間延長の必要が生じたときは、直ちに校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申出により、共同研究の中止又は期間延長がやむを得ないと認めるときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、直ちに共同研究者と協議の上、契約の解除又は変更を行うものとする。

(研究完了)

第10条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第3号)により校長に報告しなければならない。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 研究担当者は、共同研究の成果を公表するときは、校長及び共同研究者の同意を得るものとする。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 都城工業高等専門学校民間等との共同研究取扱規則(平成12年4月1日制定)は、廃止する。